

「鳥取県障がい者プラン」の改定について

資料 1

平成30年3月8日
障がい福祉課
子ども発達支援課

現在、「鳥取県障がい者プラン」について、先般お送りしたとおり、計画案をまとめました。これについて、2月15日から3月2日までパブリックコメントを実施しました。現在、県民からの意見等のとりまとめを行っており、これらを反映した上で改定「障がい者プラン」として、4月以降に施行することを予定しています。

1 プラン改定の概要

プラン全体の計画期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間であるが、今回、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」(計画期間3年間)の見直し、及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」(計画期間3年間)の新規策定を行う。また、平成29年9月の「あいサポート条例」の施行等を踏まえ、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、障害者基本法に基づく「障害者計画」の一部見直しも行う。

2 プラン改定の中身

(1) 現在の動向を踏まえた施策の方向性の改定等(障害者計画の一部見直し関係)

あいサポート条例施行に伴う施策の充実、医療的ケア児者への支援拡充等を中心に見直しを行う。

分野	取組内容
①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材育成・確保 ○福祉用具の普及、身体障害者補助犬の育成
②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全	○防災対策の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情報提供の充実等 ○意思疎通支援の充実 ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開
⑤生活環境	○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進 ○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○工賃向上に向けた取組 ○年金手当
⑦教育、文化、スポーツ	○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	○障がいを理由とする差別解消の推進 ○権利擁護の推進 ○虐待防止の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等	○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進 ○ボランティア活動等の推進

(2) プラン改定における成果目標等(障害福祉計画の見直し及び障害児福祉計画の新規策定関係)

施設入所者、精神障がい者、医療的ケアを要する障がい児者や発達障がい児者に関し、地域生活支援の目標を設定。また、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を定める。

(障害福祉計画)

- 施設入所者のうち自宅等での地域生活へ移行する者の数 [92人以上(H30～32度累計)]
- 精神科病院からの退院等を進めるための保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 [県+3圏域に設置]
- 長期在院者数の減少 [入院者数 977人(H28度末)→850人以下(H32度末)]
- 福祉施設から一般就労への移行する者の数 [138人(H32度末)]

(障害児福祉計画)

- 児童発達支援センターの設置 [4箇所(H29度)→7箇所(H32度末)]
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 [2箇所(H29度)→7箇所(H32度末)]
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のための関係機関の協議の場の設置 [1箇所(H29度)→5箇所(H30度末)]
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のためのコーディネーターの配置 [19箇所(H32度末)]

※目標値については、最終的に変更の可能性あり。